

# 中川事務所新聞

第72号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【JFCのビジネスマッチングゲート】

日本政策金融公庫（JFC、いわゆる国金）では、「売りたい」「買いたい」の情報をマッチさせるサイトを運営しています。国金から融資を受けていれば、無料でこのサイトへ売りたい情報の登録が可能です。買う側は誰でも制限無く利用できます。

何も負担が無いので、販路拡大の一手段として利用してみたいかがでしょうか。

<http://match.k.jfc.go.jp/>



### 【医療・介護合算制度】

健康保険の自己負担額に付き、医療と介護を合算して限度額を決める制度がスタートしました。限度額を超える自己負担分は申請により支給を受けることができます。

基準となる限度額は年齢と所得により、19万円から126万円まで細分化しています。制度が新設されても一言で説明できない複雑さは、相変わらず厚生労働省ならではです。

### 【お薦めの本】

不況の深刻化とともに、商道徳まで荒廃してしまった人を目にみかけます。商売とは単なる金儲けだけではなかったはず。下記の本はそういったことを見直すきっかけとなり、読むほどに自省を促される内容です。

「リーダーになる人に知っておいてほしいこと」

松下幸之助・PHP研究所

「論語と算盤」

渋沢栄一・角川ソフィア文庫

### 【8月の事務予定】

- ・8月決算法人期末実地棚卸
  - ・4月決算建設業決算変更届
  - ・6月決算法人確定申告&納税
  - ・12月決算法人中間申告&納税
  - ・個人事業税の第1期分納税
  - ・夏休み
- (当社の休みは8/12~16です)



## 知ってお得！？法律雑学

Q.取引相手が商品代金を支払わないときはどうすればいいですか？

A. まず考えられるのが「相殺」です。当方が取引先に債務を負っている場合、意思表示だけで手っ取り早く決着がつけます。

次に「債権譲渡」の活用です。取引先に債務を負っている第三者に、当方の債権を買い取ってもらいます。第三者は買い取った債権で自らの債務を相殺で決着、当方は現金等での回収が図れます。

なお、法律的には裁判で決

着をつけるという方法もありますが、現実的にはこれで回収できるものは少ないでしょう。



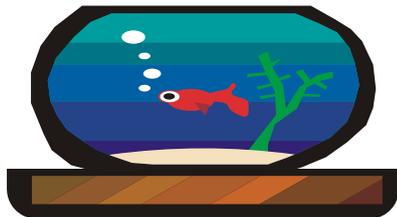
# 経営談義

## 【融資審査のポイント】

融資の審査を受けるということは、取りも直さず経営のチェックを受けるということです。その際のポイントを簡単に列挙してみます。

### □決算書でのポイント

- ①役員報酬や役員からの借入金が多い場合は、プラスに評価されます。変化に対するクッションがあるとよいです。この場合、基準となる役員報酬額は月額50万円です。
- ②貸付金や仮払金の存在は信用を著しく低下させます。融資金を何に使われるか分から



ないという猜疑の眼で見られます。

③売掛金や在庫が適正数値を超えていると、不良資産と看做されます。これを放置しておくとともに信用が低下します。

### □キャッシュフロー重視

- ①手元流動性（現預金残高）は適度に積み上がっているべきで、これが極端に少ないと信用力が落ちます。
- ②債務償還年数（借入金残高 ÷ (経常利益 + 減価償却費)）は、20年以下（理想は10年以下）が望ましい。

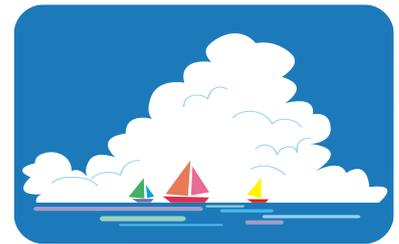
### □各社のアピールポイント

自社の強みを日常的にアピールしておく必要があります。

### □経営承継対策

経営者が若年である場合を除いて、経営の承継をどうするのか考えておく必要があります。この場合、単なる相続税対策ではなく、「経営の承継」を考えておくことが必要です。

これらのポイントをどのように表現するかは非常に重要で、決算書を中心とする各種ツールの作成には然るべき注意が必要です。この辺の無頓着さで過小評価されないように注意しましょう。



夏休みといっても何も予定はありません。今年は車で出かけるのと酷い目に遭いそうなので躊躇してしまいます。家族に帰って暮参り&のんびり過ごすと思っています。

今月末には総選挙があります。ちなみに選挙日は私の誕生日です。何処に入れるかはともかくとして、国民としての意思ははっきり示したいものです。

今年も冷夏ですね。十六年前の冷夏では平成の米騒動が起こりました。夏は暑い、冬は寒い、こうでないと消費のパターンが崩れ、各所で不都合が起こりそうです。

あひな

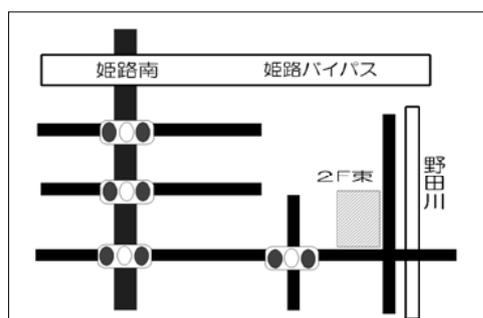
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1  
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp